

【様式1】

川崎駅西口第1駅前広場及び1号川崎駅北口自由通路線
ネーミングライツパートナー募集要項

1 募集の趣旨

川崎市とネーミングライツパートナーが連携・協力することにより、施設のさらなる魅力の向上を図るとともに市有財産の有効活用を目的に、川崎駅西口第1駅前広場及び1号川崎駅北口自由通路線（以下「川崎駅西口第1駅前広場等」という。）へのネーミングライツパートナーを募集します。

2 募集対象施設

「川崎駅西口第1駅前広場（川崎駅北口西バス乗り場）及び1号川崎駅北口自由通路線」
（所在地：川崎市幸区堀川町地内）
別添資料「ネーミングライツ募集に係る施設情報」

3 ネーミングライツの範囲

- (1) 施設の愛称として、法人の名称や商品名（ブランド名）等を付することができます。施設の愛称を募集するものであり、正式名称である「川崎駅西口第1駅前広場及び1号川崎駅北口自由通路線」を変更するものではありません。
- (2) 川崎駅西口第1駅前広場等ネーミングライツパートナーであることを自社のホームページや出版物等で広報することができます。
- (3) 愛称による施設名称看板等を設置できます。
（掲出箇所は別紙参照）
- (4) 愛称によるバス停留所表示を行うことができます。
- (5) 川崎駅周辺の公共サインの地図上に愛称を記載します。
- (6) 川崎市のパンフレットやホームページ等に愛称を記載します。
- (7) バス事業者のパンフレット及びホームページ等に愛称を記載します。
- (8) 別途当該施設で、本市にて行う予定の公共広報に愛称掲出ができます。

4 名称変更に伴う役割と費用負担

名称変更に伴う役割と費用負担については、次表のとおりとします。

区分	川崎市等	ネーミングライツパートナー
看板表示の変更 ※1		○
バス停留所表示の変更		○
契約期間終了後の原状回復		○
公共サインの地図上への記載 ※3	○	○

本市及びバス事業者作成のパンフレット等の印刷物、ホームページの表示変更 ※4	○	
応募にあたっての費用及び契約締結に係る費用		○

※1 新規看板等の設置については、設置の可否も含めて本市と協議します。なお、道路標識等の表示変更は、本市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行っていただくことができます。

※2 ネーミングライツ料の他に別途ご負担いただきます。

※3 公共サインの地図上への愛称名の記載については、本市が公共サインを更新する機会に限り、市の負担とし、それ以外についてはパートナー負担とします。

※4 印刷物については、次の改訂時に変更します。

5 ネーミングライツ料

年額500万円以上（消費税及び地方消費税込）

6 契約期間

平成30年4月1日から5年間以上

※ 契約更新に際しては、優先交渉権（契約期間満了後、ネーミングライツパートナーが継続して契約する意向がある場合、他者に優先して本市と交渉できる権利）があります。

7 愛称付与に関する条件

- (1) 当該施設が通路（ペDESTリアンデッキ）及びバス乗り場（広場名称及びバス停名称）であることが分かる愛称としてください。
- (2) 愛称には、「かわさきえき（漢字、平仮名等は問いません）」を含めてください。
- (3) 川崎市以外の地域を連想させるような愛称を付することはできません。
- (4) 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称変更はできません。また、正式名称である「川崎駅西口第1駅前広場等」を併記させていただくことがあります。
- (5) 通称及びバス停留所名については、平成30年4月1日より、『川崎駅北口西バス乗り場』への変更を予定しておりますので、停留所名を併記させていただくことがあります。
- (6) 愛称の表示方法については、「川崎市広告掲載要綱」、「川崎市広告掲載基準」、「川崎市屋外広告物条例」に準じ、「川崎駅周辺景観計画特定地区」の景観形成方針・基準に沿った内容となるよう配慮し、関係部署と協議のうえ、決定するものとします。
- (7) 「川崎市広告掲載基準」の第6条（屋外広告に関する交通安全上の基準）の趣旨を踏まえ、交通の安全を阻害するおそれのある標示はできません。

【不適切と判断する例】

- ・文字が小さすぎて視認性に欠けるもの
- ・電話番号やホームページアドレスなどの連絡先

- (8) バス停留所表示の変更にあたっては、上記通称及び愛称を周知するため、事前にチラシやHPなどによる広報を行うものとします。

8 募集期間

平成29年12月1日（金）から平成29年12月22日（金）まで

9 応募資格要件

- (1) 募集の趣旨に賛同し、ネーミングライツパートナーとなることを希望する法人が対象です。
- (2) 「川崎市広告掲載基準」に規定する規制業種・事業者でないこと。
※ 別添資料「川崎市広告掲載基準」参照
- (3) 応募者の本社・本店所在地は、川崎市内外を問いません。

10 応募書類

- (1) 川崎駅西口第1駅前広場及び1号川崎駅北口自由通路線ネーミングライツパートナー申込書
- (2) 契約相手方の条件に関する確約書
- (3) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書
- (4) 印鑑証明書（法人の代表者印）
- (5) 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- (6) 会社概要（パンフレット等）

11 応募方法

応募書類に必要事項を記入の上、持参又は郵送にて「16 お問合せ先」まで提出してください。募集期間中は随時受付いたします。

※ 持参の場合は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までにお越しください。（ただし、正午から午後1時までは除く）

※ 郵送の場合は、平成29年12月22日（金）（当日消印有効）とします。

12 質問方法

応募に関して質問がある場合は、平成29年12月8日（金）までに「川崎駅西口第1駅前広場及び1号川崎駅北口自由通路線ネーミングライツパートナー質問書」を「16 お問合せ先」までEメールで提出してください。Eメールによる質問は、タイトルを「ネーミングライツ質問」としてください。質問に対する回答は、順次、本市ホームページに掲載します。

13 選定方法

募集締切後、本市が設置する選定委員会において、法人の理念、希望名称、金額、契

約期間、その他市民へのメリット等を勘案し、ネーミングライツの優先交渉権を付与する法人を決定します。

その後、優先交渉権者との契約の詳細について交渉を行い、契約内容が合意に至り次第、最終的に契約を交わします。

優先交渉権者との間で契約合意の可能性がないと本市が判断した場合は、交渉を打ち切り、次点候補者との契約交渉を行うものとします。

なお、選定委員会による選定結果は、応募者全員に文書で通知します。また、選定結果の公表は、優先交渉権者として選定された団体の名称及び概要並びに提案された愛称及び応募金額についてのみ本市のホームページに掲載して公表することとし、これ以外の事項に関する問合せには応じられません。

【スケジュール】

募集期間	平成29年12月1日（金）～12月22日（金）
ネーミングライツ パートナー選定	平成30年1月上旬頃
契約締結	平成30年1月上旬頃
ネーミングライツ導入開始	平成30年4月

14 その他

- (1) ネーミングライツ料の納入時期等、契約の詳細については、協議のうえ決定します。
- (2) ネーミングライツパートナー決定後に、ネーミングライツパートナーが「応募資格」に掲げる要件を欠くこととなった場合、または社会的信用を著しく損なうなどネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと認められるときは、本市はネーミングライツパートナーの取消または契約の解除をすることができるものとします。

15 様式・添付資料

- (1) 川崎駅西口第1駅前広場及び1号川崎駅北口自由通路線ネーミングライツパートナー申込書【様式2】
- (2) 契約相手方の条件に関する確約書【様式3】
- (3) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書【様式4】
- (4) 川崎駅西口第1駅前広場及び1号川崎駅北口自由通路線ネーミングライツパートナー質問書【様式5】
- (5) ネーミングライツ募集に係る施設情報
- (6) 川崎市広告掲載要綱
- (7) 川崎市広告掲載基準

- (8) 川崎市屋外広告物条例
- (9) 川崎駅周辺景観計画特定地区の景観形成方針・基準

16 お問い合わせ先

川崎市まちづくり局拠点整備推進室

郵便番号 〒210-8577

住所 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル8階

電話：044-200-2036

FAX：044-200-3967

e-mail：50kyoten@city.kawasaki.jp